

## 平成26年度 第23回大阪市路上喫煙対策委員会

日時：平成26年9月3日

### 開会 午後3時

○事務局（北野課長代理） 大変お待たせをいたしました。それでは定刻が参りましたので、ただいまから第23回大阪市路上喫煙対策委員会を開催させていただきます。

議題に入りますまでの間、事務局のほうで進行を務めさせていただきますので、どうぞよろしく願いいたします。

初めに、ただいまの御出席をいただいております委員の皆様方は、4名でございます。大阪市路上喫煙対策委員会規則第3条第2項の規定によりまして、本会は成立しておりますことを、まず御報告を申し上げます。

なお、本日、大久保委員、後藤委員、藪根委員におかれましては、所用のため御欠席をされております。

次に、ここで、傍聴者の皆様をお願いをいたしたいというふうに思います。あらかじめ事務局のほうから御説明をさせていただきました傍聴要領に従い、お静かに傍聴していただきますよう御協力をよろしく願いいたします。

また、報道関係者の皆様には、あらかじめ事務局から説明いたしましたとおり、会議の進行の妨げにならないよう取材をお願いしたいというふうに存じます。

なお、本日、株式会社ジュピターテレコム社から山西委員長の許可を得まして、取材のほう参っておりますので御報告を申し上げます。

それでは、開会に当たりまして、大阪市環境局事業部長の山本より御挨拶申し上げます。

○山本部長 大阪市環境局事業部長の山本でございます。

本日は、委員の皆様方におかれましては、大変御多忙の中、第23回大阪市路上喫煙対策委員会に御出席賜りまして、本当にありがとうございます。

また、本日は前回に引き続きまして、都島区のほうから田畑区長様、御出席賜っております。また関係局の皆様方におかれましても御出席ありがとうございます。

前回の委員会、7月30日につきましては、喫煙設備の設置について中心に議論がされたかと存じております。また、山西委員長様、御発案で8月5日には皆様方、大変お忙しい中、また大変お暑い中、都島区の京橋地域、ちょうどこの禁止区域に指定を考えておられるエリアにつきまして、現地視察をしていただきました。そこで実際に現地のところに足を運んでいただきまして、つぶさに現状を見ていただいたところでございますし、また、地元の皆様方と一緒に回らせていただきましたので、その辺の生の御意見につきましても直接見ていただいたかと思えます。

本日はそうした点も総合的に勘案しながら、これまで同様真摯な御議論賜りますことを、心よりお願いを申し上げまして甚だ簡単ではございますけれども、開催に当たっての御挨拶とさせていただきます。本日はよろしくお願い申し上げます。

○事務局（北野課長代理） それではここで、本日の資料を確認させていただきたいと思えます。初めに次第をお配りをさせていただいております。次に委員名簿と、本日の配席図をお席のほうに御配付をさせていただいております。最後に清見委員のほうから資料の提供がございました。ただいまからお席のほうに配付をさせていただきますのでよろしく願いいたします。資料の漏れ等ございませんでしょうか。

それではこれ以降の議題につきましては、山西委員長に進行をお願いしたいと思います。委員長、よろしく願いいたします。

○山西委員長 どうも、委員長の山西でございます。委員の皆様には、本日の御議論どうかよろしく願いいたします。

それでは議題の新たな路上喫煙禁止地区の指定について協議してまいります。

前回の委員会では特に喫煙所について、各委員から御意見をいただきました。また、その意見等をも踏まえながら8月5日には清見委員、藪根委員、吉田委員と私と、京橋地域の地元の皆さんにも御参加いただいて現地の視察を行いました。これらを踏ま

えまして、本日再び忌憚のない御意見を頂戴したいと考えておりますので、よろしく  
お願いいたします。

協議に入ります前に前回の委員会で清見委員から申し出のございました資料提供が  
ございました。

初めに清見委員のほうから資料の説明を受け、その上で協議を始めてまいりたいと  
思います。

清見委員、どうかよろしくお願いいたします。

○清見委員 大阪南部たばこ商業協同組合の清見です。本日は貴重なお時間を設け  
ていただきまして、まことにありがとうございます。着席させていただいてもよろし  
いですか。

○山西委員長 はい。

○清見委員 すみません。8月に私も視察に参加しましたが、アルミ缶の灰皿や空  
き缶捨てのビニール袋などを見て、今までなぜ京橋駅周辺には喫煙所がないのかとい  
う思いを強くしました。そもそも京橋駅に喫煙所さえあれば、このような議論をする  
必要すらなかったのに、そもそも喫煙所があったらこういう事態にならなかったのに、  
喫煙所がないことで、今の京橋駅の現況を生み出していることが、まことに残念でな  
りません。私としては、どうしてもっと喫煙所の設置を強く訴え、今までに実現でき  
なかったのか組合としても大いに反省してるところです。

現状は京橋駅の周辺は喫煙所がないので、ポイ捨てや歩行喫煙が目立つ状態です。  
確かにこのような状態が続けば、強制力をもって排除するような意見が出てくるのも  
仕方ないと思います。繰り返しますが、そもそも京橋駅周辺に喫煙所があれば、この  
ような議論をしなくてよかったと思ってます。まことに残念です。改めて駅周辺の禁  
止地区を含め、喫煙所を整備しなければならないと強く感じました。つきましては、  
全国の自治体と駅周辺の喫煙所設置に関して、協業を行っており、多くのノウハウを  
持っているJTに資料を作らせましたので、私から内容をお伝えさせていただき、こ

れまでの委員会での議論を踏まえ、今回の京橋駅周辺に関しても喫煙所設置と地区指定を進めていただけるよう、お願いしたいと思っております。

時間に限りもありますのでポイントのみお伝えします。

まず、4ページ目を開いていただきまして、ここは喫煙所設置の条件が記載されています。1つは不特定多数の方が利用できる場所であること、2つは、ポイ捨てや歩きタバコの防止に役立つ場所であること、3つ目は歩行動線から外れ、かつ、視認性のよい場所であること、以上の3点です。この点を満たせば、タバコを吸わない方へ配慮した喫煙場所をつくれます。また、この点はWHOも認めています。

続きまして5ページお願いします。路上喫煙禁止条例は千代田区が罰則を定めて以降、爆発的に制定し、ふえてきました。その千代田区は当初、エリアを禁煙にして罰則さえ科せば問題は解決する、町がきれいになると考えていたようですが、実際はそうはならなかったです。しっかり喫煙所を設け、喫煙者と非喫煙者の共生を図ることが重要であるという考えに今はなっています。

6ページをごらんください。今の千代田区の考え方です。他の自治体でも千代田区の試行錯誤を見ているので、条例を策定する際には吸われる方へ配慮した形をとっているのが、今の日本の現状かなと思っております。我々もこのような状況を柔軟に受け入れ、適切かつ的確に対応していくことも必要だと思っております。

2つ目、8ページ目をお願いします。東京23区全てで禁止地区を設定していますが、必ず指定された場所に喫煙場所を設置しています。特に毎日200万人以上の方が利用されるターミナルを抱える新宿区、豊島区、渋谷区では、100平米を超える喫煙所を複数設置しています。どの駅も駅周辺の動線を外した場所を喫煙所にしており、PR効果の高い喫煙所ということで非常に参考になると思います。

10ページ目は、大阪府内の政令指定都市、堺市を紹介させていただいています。堺市では、堺駅、堺東駅を禁止地区に指定し合計6カ所の喫煙所を設置しています。タバコを吸われる方吸われない方、双方への配慮はもちろん、ともすればその地域の行

政当局あるいは住民の姿勢が問われているのかもしれませんが。

東京都は2020年オリンピックに向けて誘致活動の時点から官民一体となっておもてなしの姿勢を貫いて、それが誘致成功につながったのかもしれませんが。また、日本中あるいは世界中から多数の方が来られるのを想定して、これからも今まで以上におもてなしの姿勢をいろんなところで具現化していくのであらうと思います。

大阪市はUSJの大盛況、また、カジノや万博の誘致など東京に負けず劣らず日本中、世界中から人を集めようとしているのに、その辺は残念でなりません。

次に、12ページ目から具体的な喫煙場所のお話をさせていただきたいと思います。

12、13ページは喫煙場所設置の基本的な考え方を示しています。優先順位の高い場所ということで4カ所、紹介させていただきます。やはり、京橋駅前広場、2番目に花時計、3番目に京橋公園、4番目も京橋公園というところで、このあたりが一番喫煙場所に適しているのかなということで、続きまして、13ページ目なんですけれども、少し資料が見にくいので、拡大したものを配付します。今回提案したい喫煙所のところの部分なんですけれども、形態としましては出入口周辺に1メートルぐらいのところにつ立を付けまして、実際の喫煙者がたばこを吸わない通行人や小学生との接する機会を非常に減らすという考え方を取り入れています。続きまして、右のほうの下のほうに見ていただいて、先端部分、いわゆる道路側に面してる部分を内向きにすることによって、こちらのほうもたばこの煙がそちらに流れないようにということで、通行人または吸われない方へ配慮した形になってます。

続きまして、14ページ目なんですけれども、こちらは京橋駅前広場です。こちらのほうには現在皆さんが座られてくつろいでる場所の部分にある程度の大きな規模が喫煙場所にできるのかなと思っています。通路が少しへこんでおり、喫煙場所に活用しやすい構造になってます。特に献血車まで約15メートルぐらい離れてるかと思えますので、恐らくこの場所に喫煙場所を設置するのが一番ベストだと思っています。

次に16ページ目なんですけれども、これは駅前広場が少しくれないということにな

ったら現状やはり止まっています、動いてない花時計という、あちらのスペースも活用できるんじゃないかなと思ってます。これを機会に整地して喫煙所にできればと、喫煙所の場所は先ほどの提案よりは少し小さくはなりますけども、20名前後は一時的に喫煙者は入れるという形になってます。

続きまして17ページ、18ページなんですけども、これは京橋公園です。形状としましてはどちらも同じになるんですけども、これは地下鉄の駅利用者の方のための喫煙所ということで、JRや京阪から少し距離があるため、たばこを吸われる方を誘導するための工夫は別途必要だと思っています。JTと、この資料の話をした際には、駅前広場が一番いいのではないかと行ってましたが、それはさっき述べました3つの条件に一番そぐっているということで、僕もこの場所は吸われない方に対しても配慮されてますし、またPR効果も高いので、私、前、リクルートにおったんですけども、広告関係やってた人間からもあの場所にすると人通りが多いところに、あそこに喫煙所があるというのが見えるのが一番ベターでございます。

以上、簡単ではございますがJTに作らせた資料で御説明させていただきました。今回の禁止地区の設定に関しては、やはり喫煙所は必要だと思いますし、ある部分努力すれば十分設置は可能だという考えを持っております。

最後ですけども、事務局の皆さんは京橋駅周辺の住民及び利用者の声をしっかり聞いて、ぜひ禁止地区の指定と同時に喫煙場所も作っていただき、円滑な施行ができるように事前の周知をお願いします。関係各所の調整は非常に大変だとは思いますが僕たち、たばこの組合ほうもできる限り御協力しますので、この辺を踏まえて喫煙所の設置に向けてよろしくお願ひしたいと思ひます。

簡単ではございますが以上で説明終わります。

○山西委員長　ありがとうございます。ちなみに京橋の地元のほうでも協議会で協議を重ねて参ったということで、この喫煙所の設置についても随分議論をした結果、地元としては禁止地区を設けた後、喫煙所の設置は必要ないという見解に至っている

ということをお聞きしております。そういうことも踏まえまして、ただいまの清見委員からの説明も踏まえて御意見御質問等ございましたらお願いいたします。いかがでしょうか。

吉田委員のほうで何か御意見なりございますでしょうか。

○吉田委員　ありがとうございます。8月5日の現地視察も参加させていただきまして、地元の皆さんのお考えなども直接お聞きする機会があるので、今、委員長がおっしゃったようなことも認識はいたしております。私自身も実際現地をここまでが禁止区域だよというのを示していただきながら歩いてく中で、かなりやはり広いなという印象を持ちました。ちょっと以前の会議終了後に事務局のほうにお願いしたんですが、仮に禁止地区を今想定のエリアにした場合に、そして仮に喫煙場所を設けない、そういう広いエリア、しかも単なる面積だけじゃなくて、ある一定の流入人口があるというような場所で喫煙場所がないというのは事例が他地域であるのかどうかというようなこともお調べいただいたらどうですか、ということをお願いしておったのですが、もしそういったデータがあるようであればまた、後ほどお伺いすればいいと思いますが、私自身の考えとしましては、やはり、今、JTさんの資料にもあるような喫煙場所がやはり実際必要ではないのかなという考えを、現場を見た上でも改めていたした次第でございます。その考えはやはり単なる禁止だけで地元の御意向はよくわかるのですが、果たしてこの制度そのものが有用性を担保できるのかというちょっと懸念がございまして、一方で禁止を協力呼びかけている以上、一定のまだ喫煙者がいらっしゃるという前提に立つならば、その方々がしっかりとそれを吸っていただけるような場所、しかも受動喫煙問題ですとか児童にある程度御迷惑及ばない環境整備であるとか、そういう概念のもとで必要だろうと。単に抽象論言っても仕方がないのですが、今日は清見委員のほうから、こういった具体的な施設の案もお示ししていただく中で、これならば景観上も問題なからうし、先ほど言いました懸念もある程度払拭できるのではないかなという現実的なイメージを出していただきましたので、こうい

ったものをちょっと御検討いただいたらどうなのかなと。地元あるいは市のほうで現場視察行く中で、そら、全ての条件を満たしてもろ手を挙げていいですよという地域がないというのはそれは、よくわかっております。ただ、私が言いました理由のもとで、制度上必要じゃないかというような考えに立った上であるならば、今日、お示しいただいたような案も一定、妥当性を持つんじゃないかというような考えを持つてる次第です。以上です。

○山西委員長　　ありがとうございます。

田中委員のほうで何か御意見なり御質問なりございますでしょうか。

○田中委員　　私のほうは、現場視察のほうも行ってなくて現状がちょっとよくわからない状態でお話しするということをまず前提にさせていただきたいと思います。

前回の会議の中でも会議録のほう、見させていただいたんですけれども、条例そのものが制定された一番最初の理念みたいなものを見てみますと、やはり、たばこを吸う人と吸わない人は共生するというような理念であったかと思います。決してどちらかを排除するという視点ではなかったというのが、まず、基本だというところで捉まえますと、喫煙所の設置というのは妥当な考え方かなというふうには思っております。そういう中で、ただ、ちょっとマイナス面をもう少し考慮していくということで、喫煙所を設置したところでどういうマイナス面が出てくるのかというところをちょっと考えて、少し3点、2点ばかり、お話をさせていただきます。

条例で地区指定、地域指定をするということは、それなりに行政も責任を持ってこのエリアを管理していくということですので、やはり、そこでの管理という問題が出てきます。どういうふうに管理していくのかということなんですけど、そのエリアの中で。それまである一定、市民の方々の協議会というものがあって、そのエリアの中では清掃活動と活動がされていたという現状がありまして、その中でこういう禁止区域を設定するという動きになってきたということですので、非常に市民活動のモチベーションというのは今、高まっている状況だと思います。それで地元の方が何か喫

煙所の設置に関しては非常に、どういうものか具体的に示されていないのでわからないというのもあるかもしれないですけども、設置は反対されているというのが現状です。もし条例上のことをちゃんと御説明すれば市民の方々もわかっていただけると思いますし、そういうところで言うと、今後市民の方々、地域の市民の方々とどう一緒に手を携えてこの禁止区域を管理していくのかというのがまずポイントかなというふうに思っております。協働のまちづくりということ私も研究しております、その協働とはどういうものかとか、市の役割と市民の方々の役割とJTのような企業さんとの関係であるとか、そういうこともこの際いいチャンスだと思いますので、役割分担しながら連携していけば、モデルになる地域だと思っておりますので、可能性を秘めてるというふうに考えていけばいいのかなというふうに思います。その方法なんですけども、1つは今までの市民活動さんのある実績をやはり褒めたたえていただくということ、感謝を差し上げるということはやっぱり重要かなと。この後ももちろん感謝状とか表彰制度とかいろいろあると思うんですけども、そういうものを制度を作るのかどうかということはまだ検討の余地があるかと思いますが、ある一定評価を差し上げる必要はあるのかなというふうに思っています。それを評価をした上で、条例上の制定の経緯等を理解していただくというのはとても重要なことかなというのは2点目です。

最後は3点目なんですけれども、緑、環境保全という形からすると、私現地視察していないので何も申し上げられませんが、一番妥当なエリアというところが緑があるというところで、その緑のエリアをある一定、緑を掘り起こすという形になるのかどうか、ちょっとまた御相談しないといけない部分があるんですけども、緑地の保全とかに対してはどのような対策がとれるのかとか、この際、一切もう市民の方を巻き込んで、その案を考えるですとか、せっかくきれいな喫煙所の景観的なデザインが、こういうふうにお示しされていますので、じゃあ、どこがいいのかというのでも市民さんも巻き込みながら作っていくというスタンスでいったほうがいいのかという気がちょっとしてます。委員会として何をするというわけではなくて、委員会と

しての意見はちゃんと申し上げた上で、今後行政も含めて役割分担していくというのは基本かなというふうに思っています。

○山西委員長　　ありがとうございました。

吉田委員のほうからもありました禁止地区を設けてその地区内に喫煙所を設けてないケースが全国であるのかとか、そういうケースについて事務局の金箱さんのほうから何かございましたら。

○金箱課長　　事務局をやっております事業管理課の金箱でございます。

政令都市に限って申しますと、禁止地区を設けているところで喫煙所がない都市がございます。1つは千葉市でございます。千葉市では過料を2,000円とっておりまして禁止地区の面積も、ちょっと確認は要りませけれども、その中で禁止地区の設置を検討したと。検討した結果、市民からの反対陳情があり取りやめたということの経過を口頭ですけども聞いております。もう1点は、名古屋市が同様に過料を2,000円を徴収しておりますが、この名古屋市では喫煙所の設置はしておりません。名古屋市の場合、禁止地区の距離は面積と違いまして11キロほどあるという割と広い範囲でございますけども、今後も喫煙所を設置する方針はないということも口頭ですけども聞いております。以上でございます。

○山西委員長　　ありがとうございます。

都島区のほう、もしくは担当課長のほうから御意見なり御質問ございますでしょうか。

○都島区小田課長　　3人の御意見はお立場の中でのお話やというふうに思っております。行政としてどうこうするというよりも、私どもとしましては、まず、禁止地区をつくりたいのが大きな目的です。これがまず1つ。それは何でか言うたら、市民の方の日常の活動を支えていくための、やっぱり担保としてそういうものが必要になってくるであろうということと、実際に活動していただく中でバックボーンとしての制度がなかったらやっぱり住民の方々に対する危険度とか、説得力とか、いろん

なところでやっぱり大きな問題が、もう抱えてしまっているというのを解決するためにはやっぱり一定の制度設計がいるなというのが大きなところが1つ。

1つ整理しておかないけないなと思ってますのは、環境美化の観点と健康問題という問題が両面であるかと思っています。もともとの活動は環境美化です。ただ、環境美化を進めていく中でやっぱり受動喫煙とか能動喫煙とか副流煙とかいろんな問題が当然たばこに関しては起こってくるということで、当然健康被害の面も考えていかなあかんわなということは頭に出てきたということがあります。その辺の折り合いのつけどころかなというところも考えてはおります。ただ将来的にどうなんやというところと、厚生労働省も一定最終的には公共空間も含めて喫煙禁止みたいな方向性みたいなものを出してることは出してますので、将来どうなるかみたいなことも踏まえながら、ただ現実的にどうするんかというところら辺みたいなものは考えないかんのかなとは思っておりますが、ただこの間の地元さんとの協議の中で禁止地区についても揺れながら決めてきたという経過があります。広さについても場所についても皆さんの御意見伺いながら、ああやねんこうやねん言いながらつくってきた経過はあります。路上喫煙の喫煙所に関しても要る要らんというお話の中でありながら、結局論議の中で組織決定としての会議としての喫煙所をつくるつくらないというところで最終的につくらないで行こうやと、せっかく禁止地区をつくるんやからということになったという経過があります。ですから、いろんな意見がある中で会議としての地域の活動の中の会議としての意識決定をしてきた経過がありますので、一定持ち帰るにしてもうちの事務局として、職員として持って帰って地元さんにお話するにしても、一定の説得力のあるお話をもう一度持って帰らないかんということになります。つくらなあかんからつくらなあかんねんっていう話にはならないと思いますので、当然対策委員会のほうに私どものほうは禁止地区の指定をお願いしたいということで諮問させていただいてるところですので、当然答申の中でどういうふうにお答えいただくかということになるのかなというふうには考えております。それを踏まえた上で時間のない中どこまで

こなせるかというところと、あとスケジュール感の中で動けるか動けないかというところ、それから予算の関係の話、いろんなところの整合性づくりながらどこまで走れるかみたいなことになってくるのかなというふうには考えておりますが、答申の中身によって地元さんともう一遍協議をし直さなあかんのか、もしくは付加価値としての物を申すのか、条件整備として物を言うのかいろんなやり方が出てくるのかと思いますけども、そのところは委員会のお話ですので私どもからどやかく言うことではないかと思っております。

○山西委員長 田畑さんのほうどうですか。御意見いいですか。

○都島区田畑区長 はい。

○山西委員長 今事務局、それから地元担当課長のほうからの意見も踏まえて清見委員のほう何か御意見ありますか。

○清見委員 今田中委員からお話がありました地元の方と協力してそういう場所をきれいにしていくという考え方は非常に私も賛成でして、これ資料なんですけども調べたところで京橋緻密結社という地元の飲食店業界の方がやられてるグループがありまして、こちらはマナー向上エリア制度にも多分登録されてる会社だと思うんですけども、こちらなんかはガムとか吸い殻とか非常に積極的に清掃されてまして、中でも喫煙所の設置ということもお願いして、それを踏まえた上で清掃活動もっとやっぺいこうというこういう地元の団体もあるので、まちづくり協議会というところだけではなくてもう少し事務局のほうも視野を広げていただいて御協力いただけるところの意見を聞きながらやっぺいかれてはどうかと思っております。

○山西委員長 あと御意見、田中委員のほうございますか。

○田中委員 清見委員がおっしゃったように私も地域の自治とかということについて研究を進めているところで、まち協も地域の自治を担う一団体だということ。ただ市民の中にはまち協に所属していない方もいらっしゃる、NPO活動をされている方もいらっしゃるということですので、いろんな市民の顔があるということ。まず

前提にした上で、例えば一堂に会せるようなテーブルをつくるのも一つの手かなというふうに思います。この御紹介いただいた京橋さんのこの活動であるものも重要ですし、まち協さんで活動されていることもとても重要なことなので、そういう意味では市民の方いろんな顔をお持ちですので、可能であれば一堂に会するようなプラットフォームのような場を用意しながら話を進めていくというのがとても大事かなというふうに思っています。

それが1点ともう1点なんですけれども、先ほどとても都島区の方が重要なことをおっしゃっていたのがこの数年先の国の動きがどうなっていくかというところです。公共空間における禁煙の状況というのをお話されたんですけれども、条例上区域設定をしたところでまた修正する可能性というのを検討できるのかどうか、微妙にですね、そのところ条例そのもののあり方も少しお話が必要かなと。例えばこの条例の規定では5年とか10年で見直しができるのかとか、制度上の設計の見直しがどうなっているのかとか、それとか市民さんと協議しながら徐々に変えていくことも可能であるということをした上で、今の現状で判断をしていくということも可能かなというふうには思っています。以上です。

○山西委員長　ありがとうございます。条例そのものの地域を変更していけるのかという問題については、まず解除については市長が必要と認めるときには解除できるという規定があるのと、それから市民との協働に関しては、全てにおいてこの条例の目的は市民と協働していきながらやっていくための必要な措置を市が講じるんだということになってるので、先生の意見はある程度条例の中に含まれてるだろうと思って、解除が一部解除か、変更になれば一部指定もあるわけなんで、そういうようなところも視野に置いてるかどうかというところはおっしゃったように再度検討していく必要があるのかなという気はしています。

それと先ほどから出ましたように吸い殻の問題とかごみの問題ですよね。喫煙所設けた方がいいが喫煙所がごみ捨て場のようになってしまうと、吸い殻捨ての場所になっ

てしまうというふうなことにならないかとか、じゃあ設けた後実際その喫煙所の管理して清掃するという体制は一体どうなってるのかとか、現に御堂筋の地区でもう既に禁止地区とそれから喫煙所の設置がされてるので金箱さん、その現状も含めて、喫煙所はというふうに管理されてというふうに清掃はされてるのかというあたりを御説明いただければと思うんですが。

○金箱課長　私のほうから今の現状、御堂筋について。

御堂筋の設置につきましてはJ Tさんのほうから設備、灰皿とか寄付をいただきました。ただ、清掃につきましては私ども環境局のほうで業務委託を行いまして清掃活動をやっております。ただ委員長のお話の中で出てくるかと思えますけども、当然その場所だけがたばこがやってるじゃなしに、見ていただいている方には喫煙場所ってわかっているかと思えますけども、当然区域がなく歩道が隣接してますんでその喫煙場所以外の場所でも吸い殻とかを放られてるという状況があり、地元、地域の方からはそれに対してきちんとやってるのかというふうな問い合わせ、確認というのは環境局のほうに寄せられてます。そういった問題でもあそこにつきましては灰皿を置いてボードがあるだけと、今きょう資料に出させていただいている喫煙場所とは違いますけどもそういったところの問題点というのは私ども環境局としては認識しております。以上でございます。

○山西委員長　ありがとうございます。その後何か御意見、吉田委員のほうで何か追加で。

○吉田委員　先ほど金箱さんのほうから他都市の御報告をいただいたんですがちょっと曖昧でよくわからなくて、千葉市は面積が把握されてない、名古屋は11キロという表現をされましたがこれストリートですよね恐らく、ということはちょっと離れたら吸えるんですよね。私が申し上げてるのはこういう広域な一定面積の中で吸えないという環境はどうなのかということなんですけど、恐らくないとは言いきりませんが僕は少ないんじゃないかなと。本日お示しいただきましたJ Tさんのおつくり

なった8ページの東京23区の事例のところを見ましても、数も多少はありますが少なくとも1カ所置かれてる。しかも囲みでターミナル、人口の乗り降りの多いところについては100平米を超える喫煙所と。京橋のターミナルは1日乗降客何人でいらっしゃるんですか。

○都島区小田課長 50万人弱です。

○吉田委員 50万人弱。東京のこのレベルには及ばないまでも、やはりそれなりの地域以外の方が御利用されるターミナルを抱えられてると、そういう事情を考えますときにやはりなかなか地域だけの意向だけでこの制度そのものを指定した後守り切れるのかという疑念はどうしても払拭し切れません。

先ほど小田課長さんのほうから地元でも設けるか設けないか議論があったということの御紹介がありましたんですが、仮にやった後トラブルなく行く自信が地元ではおありなのかなと、そういうことについて地元でも真摯に協議されたのかなと、実際にろんなあそこの客引きの方も吸われる方もいらっしゃる実態があろうかと思いますが、そちらに禁止地区だと指定して恐らく指導員なり回られるんでしょうね、そういったところでもトラブルが絶対避けられないと私はイメージとして思ってるんですけども、そういったところでも含めて地元でもやはり強力にそれをバックアップしようというお考えなのかその辺がちょっと懸念として残るんでその辺は御議論あったんでしょうか。禁止地区として指定した後、それが実際に担保できるという御自信が地元としておありなのかどうかです。

○都島区小田課長 実際には民間の方いろんな方いらっしゃるので、100%担保できるかといったら担保はできないと思います。僕でも担保できないと思います。仮に喫煙所があっても胸ぐらつかまれることはあると思うので、それは否定するわけにはいかないです。

○吉田委員 あってもですよ、なけりゃなおのことどないするねんというのが正直本音でないかなというそういう素朴な私の疑問なんで、それについては実際地域の

御存じの行政の立場としたらどうですか。

○都島区小田課長　　地域的に非常にもろ刃のやいばはあるかなというふうには個人的には感じてます。組織論の話で話をするとややこしいんで、私個人的な話としては非常に微妙な地域であることは実際、多様な人がいらっしやいますからそういう部分においてはいろんなリスクがあるということは認識してるつもりです。地域の方に関しても実際に活動されて、清掃活動も含めてやっておられる中で皆さんいろんなことで苦勞はされておられますので、そのときにやっぱり喫煙所あるなしでどう対応をするというところまでの頭の中での論議があってやったかというところまではちょっとしんどいかもかもしれないなというのは正直なところありますけども、ただ皆さんお気持ちの中が先に行ってるというのが実際ですので。

○吉田委員　　先ほどから御議論出ております地元の熱意みたいな、これは大切やと思うのでその辺のところはやっぱりまちづくりの力、源でありますから、その辺を全く私は否定するものではないんですけども、私の考えはやっぱりこの制度をしっかりと定着させて実効性のあるものにするためにやはり最低限そういったものは担保しとかな、喫煙所設けることをしとかないと制度そのものが維持できなくなるんじゃないかなという懸念を地域特性も踏まえて考えておるんで、私自身決してたばこも吸いませんし喫煙擁護派でも何でもありませんけども、この制度そのものを維持していくためにも必要じゃないかという考えを持っておるということでございます。以上です。

○山西委員長　　ありがとうございます。あと御意見、清見委員のほう。

○清見委員　　私もちょっと吉田委員の考えてる懸念がありまして、前回視察に行かせていただいたときにまちづくり協議会の会長さんですかね、御高齢の方が一生懸命御説明いただきまして、ちょっと言葉が悪いんですけどもここは夕方キャッチがいっぱい出てきてたばこ吸ってポイ捨てしよんねんと、何とか注意してポイ捨てと路上喫煙やめてもらいたいねんという要望を非常におっしゃってまして、ただ禁止地区が設定されました、吸えませんと言ったときに吉田委員がおっしゃるようにそのキャッチ

の人に2キロ離れて道路の向こうまで行けっていう交渉事が果たしてリスクを伴わないのかなというふうに非常に思ってます、それやったら見えてるところの喫煙所であそこ行っておまえら吸えよと、ここはあかんぞと言わさせてあげるほうがやっぱり地元の方のためにもなるのかなと思って、私もそういう意味では禁止地区施行する前までには何とか喫煙所を設置していくのが地元の方を守ることにもなりますし、地域をきれいにすることの第一歩かなと思ってます。

○山西委員長　あと、御意見ございますでしょうか。

ちょっと今までの委員の皆さんの御意見だとかそれから地区の担当課長等の話も踏まえますと、まず第一に喫煙所を設置するか否かというのが第一目的ではないと、この委員会はと思うんですよね。まず第一の目標は、禁止地区をこの京橋地区に設定するかどうかということがまず大前提の、我々委員会に求められている部分だと思うんです。そういう意味で恐らく京橋の地元の協議会の皆さんが何年もかかって清掃活動だとかマナーの向上ということを目指しながら、この京橋を大阪の顔にせなあかんまず、それぐらいの思いを持って、それであるならこの広範囲の今示されてるようなところを路上喫煙の禁止地区というふうに指定をしてもらうようにもっとどンドンどンドン運動を進めようというふうに今までされてきたと思うので、まずそこは我々委員としても十分にその活動の意義とそれから提案に関しては受けとめる必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。その上で先ほどから何度も吉田委員、清見委員、それから田中委員のほうから出てますように、そういうふうな禁止地区、喫煙ということ自体がそもそも禁止されてる中で例外的にどっかで認められてるというのじゃなくて、今基本的に認められてる中でどこを吸ったらいかん場所にするのか、それをどういうふうに決めるのかという議論がなされてる中で、この禁止地区を設定するという制度自体を揺るぎのないものにしていくためには喫煙所というのがどういう役割をするのか、設置すべきなのかそれとも設置しないほうがいいのかというあたりの問題を次に考えていく必要があるんじゃないかなというふうに思ってます。

喫煙所の問題で結局禁止地区自体を設置するのをやめようという方向には決して行くべきではないんじゃないかなという、今までの皆さんの議論を聞いてそういうふうなところは委員長として思っております。その上で恐らく、そのあたりは皆さん余り異論はないのかなと思うんですけども、ちょっと広過ぎるんじゃないかとか広過ぎるからやっぱり喫煙所は必要やという意見が出てきたり、じゃあ喫煙所なしにするならもう少し範囲を絞ってエリア外の近くにどっか喫煙所とかいう意見も出てくるかもしれませんけども、やっぱりそこは議論すると恐らく時間が幾らあっても足らなくなるだろうしいろんな意見も出てくるので、やはりここの禁止地区の指定の区域自体に関しては今地元で積み上げてきたこの経緯と今までの運動の中の成果をまずは受けとめる必要があるのかなという、その上で委員会としてのあくまでも答申、意見ですけども意見を我々のほうで検討したいなというふうに思っています。

今日は残念ながら過半数に達するものの3名の委員の方が御欠席なされてますので、やはり今日ここで具体的な意見、結論を出すのではなくて、今日のここで議論された話も踏まえて欠席された3名の方の意見も踏まえてできればもう一度委員会を開いて、そこで我々委員会としての答申の意見の方向性、そこには喫煙所の問題も含めた方向性をきちんと示すのがいいのかなというふうに思ってるんですけども、そのあたりの進行で何か御意見ございますでしょうか。吉田委員どうですか。

○吉田委員　基本は異存ございません。

ただ私が先ほど来申し上げるロジックの中には、エリアの広さと喫煙所の関係はある程度相関関係があるような考えを持っております。したがって、地元の御意向はまず禁止地区を設けることが大事やと。エリアは今委員長のお話ですとそれは尊重しようそれは異議ないんですが、仮に喫煙所も要らんとしたときにエリアを狭めて喫煙所なしにするという案は受け入れられるのか、その辺の感覚はいかがなんでしょうか。例えば極端に言うと駅前広場の見えてる範囲そこだけをなしで行こうと、ならば私はある意味では喫煙所なしという選択肢もありじゃないかなと思うんですが。今お示し

になられてるあそこのエリアを前提とするならば要るんじゃないかなという私自身はそういう考えなんですけど、組み合わせのバリエーションとしましてね。優先順位的にはどこにあるのかなということなんですよ。

○都島区小田課長　　いろんなところで物議を醸してきた場所が点在してます。その点在してる場所がJR、京阪と地下鉄さんかコムズさん乗りかえがあって人の動線があって、JRさん行くにもダイエーさんの通路があったりその裏道があって抜け道があるみたいなのところの中で一番目立つところは広場が目立つんですけど、エリア的なところをこれからもう一度持ち帰って修正するとなると恐らく年度では無理やなと思います。ここもみ出すと恐らく一旦答申を下げてもやり直さないと恐らくスケジュール感できないと思ってます。なおかつ、あのエリア決めるに当たってもいろんな論議があってどこで線引こうみたいな話はあったんです。もっと広うしようという意見もあったんですけど、実際にやっぱりミニマムどこまで絞れるんやみたいな思いとか実際に有効性みたいなのも考えたり、あのエリアがふだん皆さんが夜間でも啓発で歩いてはるところなんです。そんな部分も含めて包括できる範囲の限界みたいなところで一定の皆さんの落としどころみたいなところやったと思ってますので、あのエリアをさわって駅前広場だけになるとなると話は変わってくるかなというふうに思います。

○吉田委員　　ありがとうございます。よくわかりました。

○山西委員長　　あと進行も含めて御意見ございますか。田中委員ございますでしょうか。

清見委員。

○清見委員　　進行に関しましてはそれでお願いしたいと思います。

事務局の方及び都島区の方に1つだけお願いしたいのは、私たばこも吸いますし路上喫煙はなるべくしないようには心がけてきてますし、路上喫煙禁止地区をやっぱり設定しないと御堂筋のようにならないという実際の事実もあるんで、禁止地区の

設定に関しては基本的には反対という立場ではなくて、ある一定の地域には必要なのかなと思ってる立場なんです。業界的にもその辺のところはバランスをとりながら見ていこうと。ただやはり広範囲にわたって禁止をされる場合、たばこの吸う人の人権ですよね。その辺をやっぱり阻害するような、完全に全部禁止してどこにも吸えなくなってしまうような禁止地区の設定に関しては、合法的な喫煙ということに関してそこまで規制するのは少し業界としても反対ですし個人的にも反対なので、ぜひその辺はやはりもう一度考慮していただきたいと思ってます。以上です。

○山西委員長　恐らく議論まだどんどん出るかと思うんですけども時間の都合もございまして、事務局のほうで次回もう一度委員会を設定するという方向で調整をしていただけますでしょうか。

○金箱課長　わかりました、委員長。したがって、9月下旬か10月上旬の日程をまた確認させていただきまして、対策委員会開催の方向でまた事務を進めさせていただきますと思います。その節、お忙しい委員の皆様方には非常に御迷惑かけますけども、そういう形で御協力のほうをよろしくお願いしたいと思います。

○山西委員長　その際に、今日出席いただいている3名の方の委員の意見はほぼ今日おっしゃっていただいたと思うんで、あと欠席されてる3名の方が今日の議論を紹介してもらった上で議事録等ができれば早急に作っていただいて、それを示していただいた上でどういう考えを持っているのかということをあらかじめできたらヒアリングしていただけないでしょうか。

○金箱課長　はい、今の委員長の御意見をやらせていただいた上で次の対策委員会開催したいと思います。よろしく申し上げます。

○山西委員長　そしたらそういうふうな方向で次回、申し訳ありませんがもう一度委員会のほうを開くということで調整をとっていきたいというふうに思ってます。

その他、何か事務局のほうからございますでしょうか。

○金箱課長　特に今申し上げた以上のことはございませんので、重ね重ね申します

けども、お忙しい中もう一度委員会のほうをよろしくお願ひしたいと思ひます。

今日ここへ欠席の委員の方、出席できる日時で設定させていただきたいと思ひますのでよろしくお願ひします。

○山西委員長　それでは本日の議題は以上でございますので、もし全体筋で何か御質問なり御意見ありましたらお伺ひして、なければ今日の委員会はこれで終了させていただきたいと思ひんですがいかがでしょうか、よろしいでしょうか。

○事務局（北野課長代理）　どうも、ありがとうございました。

本日は山西委員長を初め、委員の皆様方にはお忙しい中お集まりいただきましてありがとうございました。御審議を賜りまして重ねてありがとうございます。

以上をもちまして、本日の大阪市路上喫煙対策委員会終了とさせていただきます。

本日はどうもありがとうございました。

閉会　午後 4 時